

【中国】科学技術進歩法の改正

*「科学技術進歩法」(1993年10月1日施行)が改正され、2008年7月1日から施行された。国の科学技術振興に係る基本法として、2006年策定の「国家中長期科学及び技術発展計画綱要」や2008年6月に公表された「国家知的財産権戦略綱要」等を法律面からサポートするものであるとされる。

改正された科学技術進歩法は、附則を含め全8章、75条からなる(注1)。以下、4つのポイントから同法の概要を紹介する。

科学技術発展戦略の基本方針

科学的発展観のもと、国としてのイノベーション(創新)体系を構築し、イノベーション型国家を建設することが目指される。国は科学・学術研究の自由を保障し、科学的探究及び技術革新を進めることを奨励し、科学技術の成果を生産力に転化し経済建設及び社会建設をサポートすることが強調されている。また、資源や技術開発について、軍民相互間の交流や技術移転等、連携・調整を強化することも謳われている(第2条、第4条及び第6条)。

知的財産権戦略

知的財産権について、改正前は「国及び全社会は、知識を尊重し、人材を尊重し、科学技術者の創造的労働を尊重し、知的財産権を保護する」(第3条第2項)と規定するのみであった。改正後は、国が知的財産権戦略を策定すること、企業等は知的財産権を運用する能力を向上させること(第7条、第38条)、金融機関は知的財産権を担保にした融資によって技術発展をサポートする(第18条)等の条項が新設された。国の資金を利用した発明特許権、コンピュータ・プログラムの著作権、集積回路レイアウト・デザインの専有権及び植物の新品種権利については、国家の安全及び利益又は重大な公共利益に関わるものを除いて個人を含め研究開発を行った者に属するとされ、保護措置が採られることになった。ただし、合理的な期間内にその知的財産権を行使しない場合、あるいは国家の安全及び利益又は重大な公共利益に関わる場合には、国が無償で行使する、又は他者に有償又は無償で行使させることができる。得られた利益については、関係法律及び行政法規に従い分配、又は約定によって分配される。(第20条)。この知的財産権に関する点については、「中国版“バイドール法(注2)”と称するに足る」とも言われる。

財政・税制面での支援策

国家財政のうち科学技術関係として支出する額を段階的に増加させる、その増加率

は国家財政の経常収入の増加率を上回るものとされ、国内総生産に占める研究開発費の比率についても同様に逐次引き上げるとされる（第 59 条）。

基礎研究や科学的最先端の萌芽的研究、人材養成を支援する自然科学基金及び中小企業の技術イノベーションを支援する中小企業イノベーション基金（第 16 条）の創設、創業投資基金（ベンチャーキャピタルファンド）を導入するための資本市場の整備（第 35 条）、政策金融機関による科学技術の応用及び先端技術産業に対する優先的な融資（第 18 条）等が挙げられている。税制面では、技術開発、技術移転及び技術コンサルタントに関わる場合、また、研究や技術開発に必要な機器類で国内では調達できないものを輸入する等の場合には優遇措置を講ずる（第 17 条）こと、新技術、新製品等に係る研究開発費については企業所得税税引き前支出として取り扱うことや控除額を加算する（第 33 条）こと等が定められた。

企業の役割の重視

旧法では内容ごとに分散していた企業関連事項が第 3 章にまとめられた。企業については、国全体の技術イノベーション活動の中で主体的な役割を果たすことが期待され、科学技術研究機関及び大学等との連携・協力が奨励される（第 30 条、第 32 条）。研究開発及び技術イノベーションに対する投資を拡大すること及び外国から導入する技術については、消化・吸収した上で再創造すること（第 33 条）、分配制度についてはイノベーションを促すインセンティブ制度を整備すること（第 39 条）とされる。

技術者の積極性の奨励

中国国内で最も関心と呼んだのが、「技術者が自由に探求し、進んでリスクを引き受けることを奨励する」という規定に続いて、試行錯誤が予想される萌芽研究やリスクの高い技術開発に取り組む能力を有していると評価された技術者が、勤勉にやるべきことをやった結果として成果を出せなかった場合には、「寛容」な態度をもって対処すると規定する第 56 条である。具体的には、マイナス評価をしない、新規課題の申請の審査についてその結果を持ち込まない、ということである。傑出した外国人技術者が中国で研究開発に従事する場合には、関係法に従い優先的に永住権が付与される（第 54 条）。一方、学術的成果の盗用・剽窃等に関しては、学術的規範を遵守し、誠実・信用を大切にし、虚偽不正を行ってはならないとされる（第 55 条）。

注（インターネット情報はすべて 2008 年 7 月 17 日現在である。）

(1)原文は<http://www.gov.cn/flfg/2007-12/29/content_847331.htm>

(2)1980 年アメリカ合衆国特許商標法修正条項の通称。これにより従来、米国政府の資金によって大学が研究開発を行った場合、特許権が政府のみに帰属していた制度から、大学側や研究者に特許権を帰属させる余地が認められるようになった。我が国では「産業活力再生特別措置法」が、日本版パイドール法と呼ばれている。

（富窪 高志・海外立法情報調査室）